

令和 7 年度  
杉谷埋立地月例水質検査業務委託  
仕 様 書

久留米市環境部

## 令和7年度杉谷埋立地月例水質検査業務委託

### 1 業務概要

本業務は、杉谷埋立地の浸出水(原水・圧送水)、モニタリング井戸、杉谷埋立地下流域の寺尾川の水質検査、及び主成分分析を実施するものである。

### 2 履行場所

久留米市高良内町地内(別添、採取採取位置図のとおり)

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

### 4 業務遂行上の遵守事項

- ・業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- ・業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用する。
- ・業務に関して知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ・本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

### 5 検査項目及び検査頻度

別紙、「浸出水(原水・圧送水)水質検査要領書」、「モニタリング井戸水質検査要領書」、「寺尾川水質検査要領書」及び「主成分分析要領書」のとおりとする。

### 6 検査頻度と試料採取日

検査の頻度は1回/月(12回/年)とし、試料採取日は予め市より指定する。詳細検査(浸出水(原水・圧送水):2回/年、モニタリング井戸:1回/年)、主成分分析(2回/年)、及び人の健康の保護に係る環境基準項目(1回/年)の実施月は市より指定する。ただし、天候不良等により順延措置が生じる場合には、市と委託業者間で協議の上、決定する。

### 7 計量証明書の提出

検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、2部提出すること。詳細検査項目は、採取時の写真等を併せて提出すること。主成分分析は、検査結果から水質組成図を作成し提出すること。

### 8 業務完了報告

本業務における全ての検査業務が完了したときは、直ちに受注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

### 9 委託料の支払い

前条の業務完了届により、本業務が適正に履行されたと認められたときは、業務委託料に関する請求書を提出することができる。

### 10 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

#### 1 1. その他

請負者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

## ○浸出水（原水・圧送水）水質検査要領書

### 1 検査目的

公共下水道排除基準の遵守、及び一般廃棄物最終処分場の環境モニタリングを目的とする。

### 2 分析項目及び分析方法

#### ① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

#### ② 詳細検査

採取場所：原水 沈砂槽等

圧送水 放流監視槽(別添の図面参照)

検査回数：2回/年

検査項目及び分析方法：

| 項 目              |      | 分析方法                         |
|------------------|------|------------------------------|
| 水素イオン濃度          |      | JIS K 0102(2019) 12.1        |
| 化学的酸素要求量         |      | JIS K 0102(2019) 17          |
| 生物化学的酸素要求量       |      | JIS K 0102(2019) 21, 32.3    |
| 浮遊物質             |      | S46 環境庁告示 59 号付表 9           |
| ノルマルヘキサン抽出物質※    | 鉱物油  | JIS K 0102(2019) 附属書 1. II-1 |
|                  | 動植物油 | JIS K 0102(2019) 附属書 1. II-2 |
| フェノール類           |      | JIS K 0102(2019) 28.1.3      |
| 銅                |      | JIS K 0102(2019) 52.4        |
| 亜鉛               |      | JIS K 0102(2019) 53.3        |
| 溶解性鉄             |      | JIS K 0102(2019) 57.4        |
| 溶解性マンガン          |      | JIS K 0102(2019) 56.4        |
| クロム              |      | JIS K 0102(2019) 65.1.4      |
| 大腸菌数             |      | S37 厚生省・建設省令第1号              |
| 大腸菌群数            |      | S37 厚生省・建設省令第1号別表1           |
| 窒素含有量            |      | JIS K 0102(2019) 45.6        |
| 燐含有量             |      | JIS K 0102(2019) 46.3.4      |
| カドミウム及びその化合物     |      | JIS K 0102(2019) 55.3        |
| シアン化合物           |      | S46 環境庁告示第59号付表1             |
| 有機リン化合物          |      | S49 環境庁告示第64号付表1             |
| 鉛及びその化合物         |      | JIS K 0102(2019) 54.3        |
| 六価クロム化合物         |      | JIS K 0102(2019) 65.2.1      |
| 砒素及びその化合物        |      | JIS K 0102(2019) 61.3        |
| 総水銀              |      | S46 環境庁告示第59号付表2             |
| アルキル水銀化合物        |      | S46 環境庁告示第59号付表3             |
| P C B            |      | S46 環境庁告示第59号付表4             |
| トリクロロエチレン        |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| テトラクロロエチレン       |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| 四塩化炭素            |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| ジクロロメタン          |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| 1, 2-ジクロロエタン     |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| 1, 1-ジクロロエチレン    |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |
| 1, 3-ジクロロプロペン    |      | JIS K 0125(2016) 5.2         |

|                               |                                            |
|-------------------------------|--------------------------------------------|
| チウラム                          | S46 環境庁告示第 59 号付表 5                        |
| シマジン                          | S46 環境庁告示第 59 号付表 6(第 1)                   |
| チオベンカルブ                       | S46 環境庁告示第 59 号付表 6(第 1)                   |
| ベンゼン                          | JIS K 0125(2016) 5. 2                      |
| セレン及びその化合物                    | JIS K 0102(2019) 67. 3                     |
| ふっ素及びその化合物                    | JIS K 0102(2019) 34. 4                     |
| ほう素及びその化合物                    | JIS K 0102(2019) 47. 3                     |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | JIS K 0102(2019) 42. 6, 43. 1. 3, 43. 2. 6 |
| 1, 4-ジオキサン                    | S46 環境庁告示第 59 号付表 8 第 3                    |
| ヨウ素消費量                        | S37 厚生省・建設省令第 1 号別表 2                      |
| 電気伝導率                         | JIS K 0102(2019) 13                        |
| 塩化物イオン                        | JIS K 0102(2019) 35. 3                     |

※ノルマルヘキサン抽出物質については、鉱物油、動植物油に分けて報告すること。

### ③ 月例検査

採取場所：圧送水 放流監視槽(別添の図面参照)

検査回数：1 2 回／年

(うち、2 回の検査は②の詳細検査を兼ねる)

検査項目及び分析方法：

| 項 目           |      | 分析方法                         |
|---------------|------|------------------------------|
| 水素イオン濃度       |      | JIS K 0102(2019) 12. 1       |
| 生物化学的酸素要求量    |      | JIS K 0102(2019) 21, 32. 3   |
| 浮遊物質          |      | S 46 環境庁告示 59 号付表 9          |
| ノルマルヘキサン抽出物質※ | 鉱物油  | JIS K 0102(2019) 附属書 1. II-1 |
|               | 動植物油 | JIS K 0102(2019) 附属書 1. II-2 |
| 電気伝導率         |      | JIS K 0102(2019) 13          |
| 塩化物イオン        |      | JIS K 0102(2019) 35. 3       |

※ノルマルヘキサン抽出物質については、鉱物油、動植物油に分けて報告すること。

## ○モニタリング井戸水質検査要領書

### 1 検査目的

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日）により、杉谷埋立地のモニタリング井戸の検査を行うものである。

### 2 検査項目及び分析方法

#### ① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

#### ② 詳細検査

採取場所：モニタリング井戸 No. 1～No. 4(別添の図面参照)

検査回数：1 回／年

検査項目及び分析方法：

| 項 目    | 分析方法                 |
|--------|----------------------|
| 塩化物イオン | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による |
| 電気伝導率  |                      |

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 水素イオン濃度            | 環境庁長官及び厚生大臣が<br>定める方法による |
| カドミウム及びその化合物       |                          |
| シアン化合物             |                          |
| 鉛及びその化合物           |                          |
| 六価クロム化合物           |                          |
| ヒ素及びその化合物          |                          |
| 総水銀                |                          |
| アルキル水銀化合物          |                          |
| P C B              |                          |
| クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) |                          |
| 1, 4-ジオキサン         |                          |
| トリクロロエチレン          |                          |
| テトラクロロエチレン         |                          |
| ジクロロメタン            |                          |
| 四塩化炭素              |                          |
| 1, 2-ジクロロエタン       |                          |
| 1, 1-ジクロロエチレン      |                          |
| 1, 2-ジクロロエチレン      |                          |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン   |                          |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン   |                          |
| 1, 3-ジクロロプロペン      |                          |
| チウラム               |                          |
| シマジン               |                          |
| チオベンカルブ            |                          |
| ベンゼン               |                          |
| セレン及びその化合物         |                          |

③ 月例検査

採取場所：モニタリング井戸 No. 1～No. 4(別添の図面参照)

検査回数：1 2回／年

(うち、1回の検査は②の詳細検査を兼ねる)

検査項目及び分析方法：

| 項 目     | 分析方法                     |
|---------|--------------------------|
| 塩化物イオン  | 環境庁長官及び厚生大臣が<br>定める方法による |
| 電気伝導率   |                          |
| 水素イオン濃度 |                          |

## ○寺尾川水質検査要領書

### 1 検査目的

杉谷埋立地周辺水域の水質検査を行い、生活環境等の影響を確認することを目的とする。

### 2 検査項目及び分析方法

#### ① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

② 人の健康の保護に係る環境基準項目

採取場所：杉谷埋立地下流域の寺尾川(別添の図面参照)

検査回数：1回／年

検査項目及び分析方法：

| 項 目             | 分析方法                             |
|-----------------|----------------------------------|
| カドミウム           | JIS K 0102 (2019) 55.4           |
| シアン化合物          | S46 環境庁告示第 59 号付表 1              |
| 鉛               | JIS K 0102 (2019) 54.4           |
| 六価クロム           | JIS K 0102 (2019) 65.2.1         |
| ヒ素              | JIS K 0102 (2019) 61.4           |
| 総水銀             | S46 環境庁告示第 59 号付表 2              |
| アルキル水銀          | S46 環境庁告示第 59 号付表 3              |
| P C B           | S46 環境庁告示第 59 号付表 4              |
| トリクロロエチレン       | JIS K 0125 (2016) 5.2            |
| テトラクロロエチレン      |                                  |
| ジクロロメタン         |                                  |
| 四塩化炭素           |                                  |
| 1・2-ジクロロエタン     |                                  |
| 1・1-ジクロロエチレン    |                                  |
| シス-1・2-ジクロロエチレン |                                  |
| 1・1・1-トリクロロエタン  |                                  |
| 1・1・2-トリクロロエタン  |                                  |
| 1・3-ジクロロプロペン    |                                  |
| チウラム            | S46 環境庁告示第 59 号付表 5              |
| シマジン            | S46 環境庁告示第 59 号付表 6(第 1)         |
| チオベンカルブ         |                                  |
| ベンゼン            | JIS K 0125 (2016) 5.2            |
| セレン及びその化合物      | JIS K 0102 (2019) 67.4           |
| ホウ素             | JIS K 0102 (2019) 47.4           |
| フッ素             | JIS K 0102 (2019) 34.4           |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | JIS K 0102 (2019) 43.1.3, 43.2.6 |
| 全亜鉛             | JIS K 0102 (2019) 53.4           |
| 1・4-ジオキサン       | S46 環境庁告示第 59 号付表 8 第 3          |

③ 生活環境の保全に係る環境基準項目

採取場所：杉谷埋立地下流域の寺尾川(別添の図面参照)

検査回数：12回／年

(うち、1回の検査は②人の健康の保護に係る環境基準項目を兼ねる)

検査項目及び分析方法：

| 項 目        | 分析方法                       |
|------------|----------------------------|
| 水素イオン濃度    | JIS K 0102 (2019) 12.1     |
| 生物化学的酸素要求量 | JIS K 0102 (2019) 21, 32.3 |
| 浮遊物質       | S46 環境庁告示第 59 号付表 9        |
| 溶存酸素       | JIS K 0102 (2019) 32.4     |

## ○主成分分析要領書

### 1 検査目的

自然環境の変化など(大雨や河川などへの土砂流入等)に起因した、地下水等への影響の有無を確認することを目的とする。

### 2 検査項目及び分析方法

#### ① 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気、油膜の有無

#### ② 主成分分析

採取場所：モニタリング井戸 No. 1～No. 4

寺尾川

原水(沈砂槽)

検査回数：2回／年

検査項目及び分析方法：

| 項 目       | 分析方法                  |
|-----------|-----------------------|
| 水素イオン濃度   | JIS K 0102(2019) 12.1 |
| 電気伝導率     | JIS K 0102(2019) 13   |
| ナトリウムイオン  | JIS K 0102(2019) 48   |
| カリウムイオン   | JIS K 0102(2019) 49   |
| カルシウムイオン  | JIS K 0102(2019) 50   |
| マグネシウムイオン | JIS K 0102(2019) 51   |
| 塩化物イオン    | JIS K 0102(2019) 35.3 |
| 炭酸水素イオン   | JIS K 0102(2019) 25   |
| 硫酸イオン     | JIS K 0102(2019) 41   |